

事業概要説明書 [1]			事業番号	1-7		
事務事業名	体育指導委員活用事業	担当部名	市民部			
事業開始年度	昭和 37 年度	担当課名	文化スポーツ課			
実施方法	直営	担当係	スポーツ振興係			
根拠法令等	スポーツ振興法 宮崎市体育指導委員に関する規則					
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	各地区から推薦を受けた地域スポーツ振興の推進者として体育指導委員を育成・活用し、本市のスポーツの振興を図る。				
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>①非常勤公務員として各地区に配置された体育指導委員が、市民に対してスポーツの実技指導や助言等を行うとともに、各種スポーツ大会(地区予選を含む)を主体的に運営する。</p> <p>②体育指導委員を各種研修等へ派遣する。</p> <p>《主な活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室の実技指導 カローリング、ペタンク、インディアカ 等 ・地区対抗バレーボール大会等の運営 (地区予選を含む) <p>《派遣研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県体育指導委員研究大会 ・九州地区体育指導委員研究大会 				
	事業の必要性	体育指導委員は、スポーツ振興法に基づき設置された非常勤公務員であり、地域スポーツ振興の推進者として、スポーツ教室での指導や各種スポーツ大会の開催などを通し、本市のスポーツ人口の底辺拡大に大きな役割を担っている。事業が廃止されると、持続的な地域スポーツ振興の取組みに少なからず影響が出るものと考えられる。				
コスト	平成22年度(予算)		人件費			
	直接事業費	10,455 千円	←	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	1,875 千円		正規職員	1,875 千円	0.25 人
総事業費	12,330 千円	嘱託職員		0 千円	0 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<p>宮崎市(旧4町分も含む)</p> <p>●活用事業 ・報酬 8,080 ・旅費 1,178 ・需用費 70 ・役務費 189 ・負担金 87</p> <p>●大会開催事業 ・報償費 41 ・委託料 810</p>					

事業概要説明書 [2]		事業番号	1-7		
年度		平成21年度(決算)	平成22年度(予算)		
直接事業費		9,499 千円	10,455 千円		
財源	一般財源	9,499 千円	10,455 千円		
	受益者負担金	0 千円	0 千円		
	その他	0 千円	0 千円		
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	多くの市民が各種スポーツ大会(地区予選を含む)への参加を通してスポーツに親しむことで、健康の保持増進及び体力向上につながる。				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	バレーボール他各種スポーツ大会を主体的に運営し、その運営方法等にも工夫をこらしている。あわせて、参加者を増やすための取組みを行っている。 その他、競技団体が主催するスポーツ大会の運営や地区のスポーツ教室の指導等にも積極的に携わっている。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	各種スポーツ大会参加者数 ----- (地区対抗大会参加者数)	人	1,156	1,174	1,200
	実技指導実施地区数 -----	地区	7	8	9
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	市民に身近なところで、日常的にスポーツに関する指導及び助言を行う体育指導委員を引き続き育成・活用し、地域スポーツ振興の普及発展に努めていく。 合併後、体育指導委員数が大幅に増えているため、地域バランスを考慮し、各地区の人員を見直す。				
特記事項 〔 参考情報等 〕					

1 体育指導委員に関する法令関係

①スポーツ振興法

(体育指導委員)

第十九条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

②宮崎市体育指導委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項の規定に基づき、体育指導委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

(1) 市民のスポーツの実技指導を行うこと。

(2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

(3) 学校、公民館その他の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力をすること。

(4) スポーツ団体及びその他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力をすること。

(5) 市民に対し、スポーツについての理解を深めること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための助言及び指導を行うこと。

2 委員が分担する地域については、市長が別に定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、118名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解任することができる。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、市長の承認を得て辞職することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、及び協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則及び本市の機関が定める規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

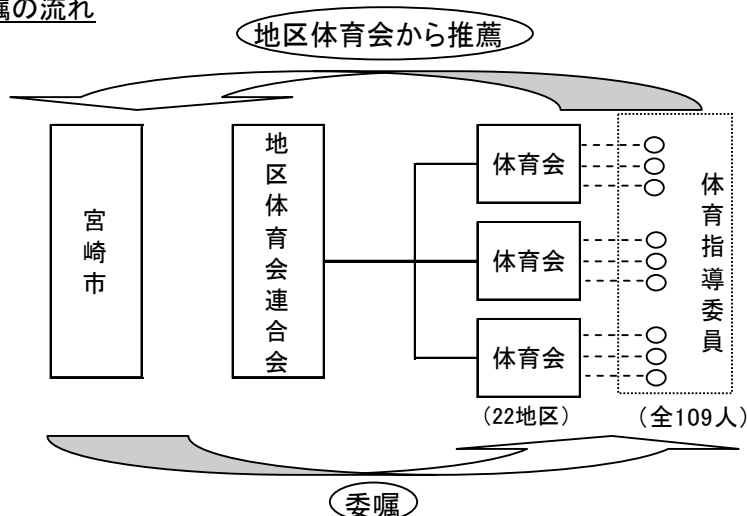
第6条 委員は、その職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

2 体育指導委員の委嘱

体育指導委員は、各地区体育会の推薦により、宮崎市が委嘱している。

* 地区体育会・・・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図り、地区住民の体力維持向上に寄与することを目的とし、22地区（1地区休止）に設置されている。（清武町域体育指導委員は、合併後引き続き委嘱している。）

◆体育指導委員の委嘱の流れ



3 宮崎市体育指導委員連絡協議会

宮崎市体育指導委員は、任務を遂行するために必要な相互の連絡、研修、親睦融和、資質の向上を図り、宮崎市の生涯スポーツ振興と地域づくりに寄与することを目的とし、連絡協議会を設置している。連絡協議会内部には、次の事業部が設置され、それぞれ活動している。

- ・事業部・・・本会の事業及び市受託事業の運営
- ・研修部・・・体育指導委員の資質向上や相互の交流を図るため、各種研修会等の企画、立案
- ・広報部・・・体育指導委員の活動や、地域スポーツ情報を発信するため広報「体育指導委員だより」の企画、発行

◆平成21年度の主な活動内容

(1) 事業部

	体指活動人数	市民参加人数	
①ニューミニバレーボール大会	22名	80名（自主事業）	} 計1,174名
②市地区対抗ミニバレーボール大会	31名	440名	
③市地区対抗バレーボール大会	35名	334名	
④市地区対抗駅伝競走大会	44名	200名	
⑤市地区対抗グランドゴルフ大会	23名	200名	



地区対抗ミニバレーボール大会



平成21年度新人研修

(2) 研修部

- ① 新人研修会（2年に1回、新人体育指導委員を対象）
- ② 夏季研修会（ニュースポーツ等の実技・講習等）
- ③ 冬季研修会（年間反省等を含む懇談）

(3) 協力

- ① 市民体育大会、青島太平洋マラソン大会、宮崎女子ロードレース、宮崎県駅伝競走大会等